
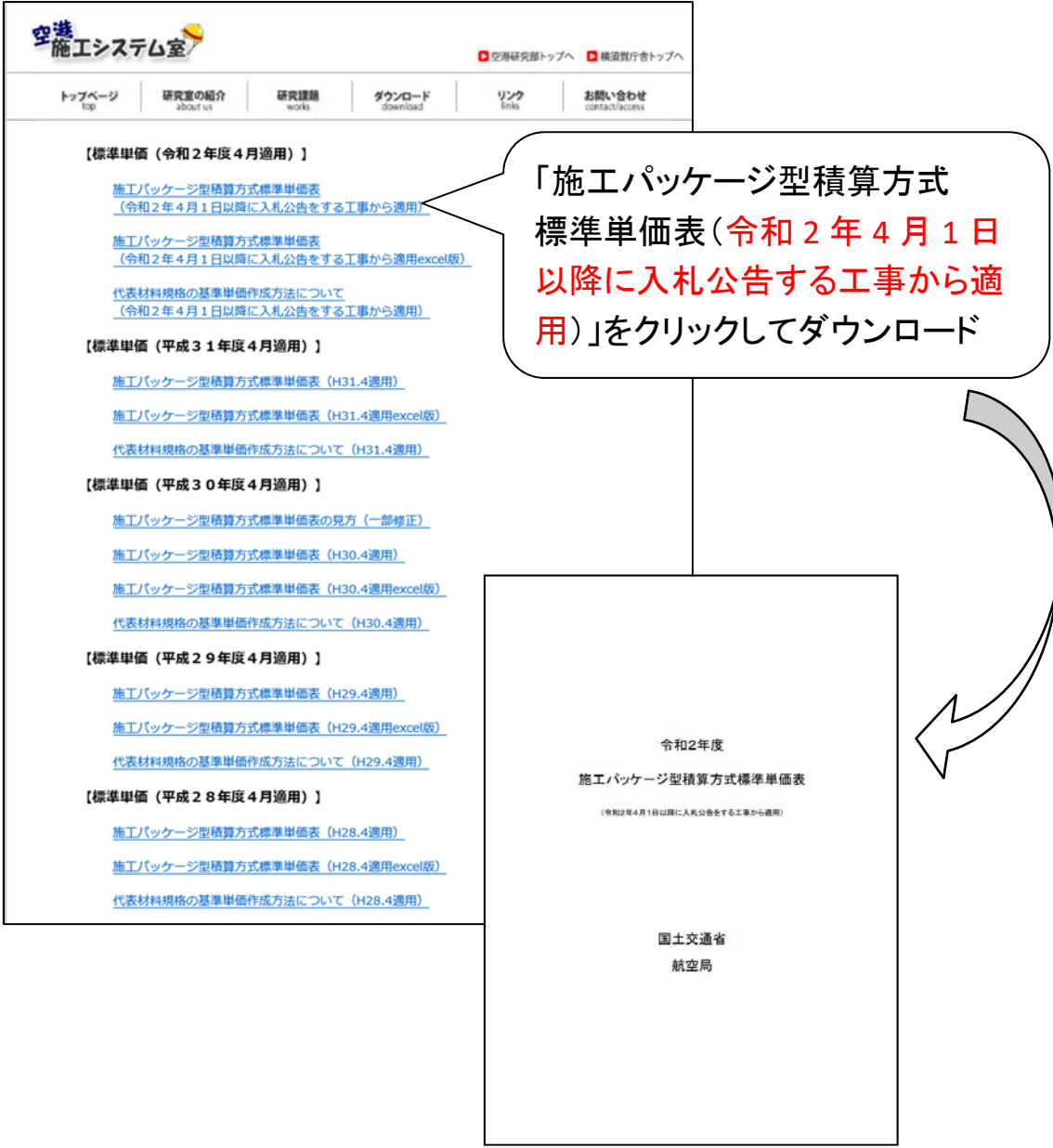


誤	正	該当項	備考
<p>1-3 運搬費</p> <p>(1) 運搬費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 建設機械器具の運搬等に要する費用</p> <p>(イ) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等に要する運搬</p> <p>(ロ) 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬</p> <p>(ハ) 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用</p> <p>(ニ) 質量20t未満の建設機械及び器材等の搬入、搬出並びに現場内小運搬 ただし、支給品及び現場発生品については、20t未満であっても積み上げ積算し、直接工事費に計上するものとする。</p> <p>(ホ) 建設機械の自走による運搬</p> <p>(ヘ) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用</p> <p>(ト) 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬</p> <p>2) 鋼桁、PC桁、門扉等工場製作品の運搬(直接工事費に計上)</p> <p>3) 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用</p> <p>4) 建設機械等の運搬基地 運搬基地は、建設機械等の所在場所を勘案のうえ決定するものとする。</p> <p>(2) 積算方法</p> <p>1) 共通仮設費に計上される運搬費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費</p> <p>a. 質量20t未満の建設機械、及び器材等(型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(敷鉄板の設置撤去費用で積上げた分は除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライドセントル等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬(分解・組立を含む)</p> <p>b. 建設機械の自走による運搬(トラッククレーンラチスジブ型25t吊及び油圧伸縮ジブ型80t以上は、積み上げるものとする)</p> <p>c. 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用</p> <p>d. 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬 ただし、特殊な現場条件等により、分解・組立を必要とする場合は、別途加算できるものとする。</p> <p>e. 上記(1)1)(ハ)の中で、トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型20～50t吊)・ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型20～70t吊)の分解・組立及び輸送に要する費用</p> <p>(ロ) 積上げ項目による運搬費</p> <p>a. 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬費(運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料を含む。ただし、日々回送については含まない)</p> <p>b. 仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬費 ただし、敷鉄板については敷鉄板設置・撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。</p> <p>c. 重建設機械(重建設機械を含む)の分解・組立及び輸送に要する費用(重機建設機械の輸送中の賃料・損料及び分解・組立時の賃料を含む) ただし、トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型20～50t吊)・ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型20～70t吊)は除く</p> <p>d. 賃料適用のトラッククレーン(油圧伸縮ジブ型80t吊以上)及びクローラクレーン(油圧駆動式ウィンチ・ラチスジブ型35t吊以上)の分解組立時にかかる本体賃料及び運搬中の本体賃料</p> <p>e. 建設機械の所在状況(建設機械の在場が工事施工場所と異なる他県である等)により、共通仮設費率による率計算に含む事が妥当と認められない建設機械の貨物車による運搬費</p> <p>f. 建設現場及び建設機械置場の状況により、共通仮設費率による率計算に含む事が妥当と認められない建設機械等の日々回送(輸送)に要する費用</p>	<p>1-3 運搬費</p> <p>(1) 運搬費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 建設機械器具の運搬等に要する費用</p> <p>(イ) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等に要する運搬</p> <p>(ロ) 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬</p> <p>(ハ) 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用</p> <p>(ニ) 質量20t未満の建設機械及び器材等の搬入、搬出並びに現場内小運搬 ただし、支給品及び現場発生品については、20t未満であっても積み上げ積算し、直接工事費に計上するものとする。</p> <p>(ホ) 建設機械の自走による運搬</p> <p>(ヘ) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用</p> <p>(ト) 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬</p> <p>2) 鋼桁、PC桁、門扉等工場製作品の運搬(直接工事費に計上)</p> <p>3) 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用</p> <p>4) 建設機械等の運搬基地 運搬基地は、建設機械等の所在場所を勘案のうえ決定するものとする。</p> <p>(2) 積算方法</p> <p>1) 共通仮設費に計上される運搬費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費</p> <p>a. 質量20t未満の建設機械、及び器材等(型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(敷鉄板の設置撤去費用で積上げた分は除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライドセントル等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬(分解・組立を含む)</p> <p>b. 建設機械の自走による運搬(トラッククレーンラチスジブ型25t吊及び油圧伸縮ジブ型80t以上は、積み上げるものとする)</p> <p>c. 建設機械等(重建設機械を含む)の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用</p> <p>d. 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬 ただし、特殊な現場条件等により、分解・組立を必要とする場合は、別途加算できるものとする。</p> <p>e. 上記(1)1)(ハ)の中で、トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型20～50t吊)・ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型20～70t吊)の分解・組立及び輸送に要する費用</p> <p>(ロ) 積上げ項目による運搬費</p> <p>a. 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬費(運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料を含む。ただし、日々回送については含まない)</p> <p>b. 仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬費 ただし、敷鉄板については敷鉄板設置・撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。</p> <p>c. 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用(重機建設機械の輸送中の賃料・損料及び分解・組立時の賃料を含む) ただし、トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型20～50t吊)・ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型20～70t吊)は除く</p> <p>d. 賃料適用のトラッククレーン(油圧伸縮ジブ型80t吊以上)及びクローラクレーン(油圧駆動式ウィンチ・ラチスジブ型35t吊以上)の分解組立時にかかる本体賃料及び運搬中の本体賃料</p> <p>e. 建設機械の所在状況(建設機械が工事場所と異なる都道府県に所在している状況等)により、共通仮設費の積み上げ計上を必要とする質量20t未満の建設機械の貨物自動車等による運搬費</p> <p>f. 建設現場及び建設機械置場の状況により、共通仮設費の積み上げ計上を必要とする建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用</p>	<p>第1部 第1編 1-2-12</p>	<p>記載の修正</p> <p>記載の修正</p>

誤	正	該当項	備考
<p>5. <b>標準単価表の見方</b></p> <p>標準単価表の入手</p> <p>標準単価と機労材構成比が記載されている標準単価表（施工パッケージ型積算方式標準単価表）は、国土交通省国土技術政策総合研究所 横須賀庁舎 空港研究部 空港施工システム室のホームページに掲載されています。 アドレスは以下のとおりです。</p> <p>http://www.ysk.nilim.go.jp/kakubu/kukou/sekou/page-siryou1RN.html</p> 	<p>5. <b>標準単価表（施工パッケージ型積算方式標準単価表）</b></p> <p>標準単価表の入手方法</p> <p>標準単価と機労材構成比が記載されている標準単価表（施工パッケージ型積算方式標準単価表）は、国土交通省国土技術政策総合研究所 横須賀庁舎 空港研究部 空港施工システム室のホームページに掲載されています。 アドレスは以下のとおりです。</p> <p>http://www.ysk.nilim.go.jp/kakubu/kukou/sekou/page-siryou1RN.html</p> 	<p>参考資料 参-5-1</p>	<p>記載の修正</p>